

糸島市補助金設計書

所管課 人権・男女共同参画推進課

補助金名称	男女共同参画人材育成補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市男女共同参画人材育成補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 4 __男女共同参画の推進

施策 __あらゆる分野において男女共同参画を実現するための取組を推進する

1 補助の目的

男女共同参画に関する研修に参加する市民に対し、研修参加に必要な費用の一部を補助することで、男女共同参画を推進するための人材を育成する。
人材育成を通じ、男女共同参画の実践的な活動を推進し、男女共同参画の実現を目指す。

2 成果指標

成果指標：研修等の参加者のうち、男女共同参画の推進に向け活動する者の割合（単年度）
目標値 ： 70%以上

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
国内、国外で開催される男女共同参画に関する研修への参加
補助対象者
市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている者

4 補助対象(外)経費

補助対象経費
・ 交通費：最も経済的な通常の経路及び方法により、研修開催場所まで旅行する交通費
・ 宿泊費：宿泊を伴う研修において、研修開催要領等で示される宿泊費
・ 参加負担金：研修に参加するために参加者が負担すべき費用（資料代を含む）
・ その他：上記の経費以外で、研修に参加するために必要と認められる費用

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率は、補助対象経費の2分の1以内。
補助限度額は、海外研修の場合5万円。国内研修のうち、宿泊を伴う場合は1万円。宿泊を伴わない場合は3,000円。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和元年度まで
事業開始後5年を経過する令和元年度を目途に、事業効果や実績を評価し、補助内容等についての見直しを行う。